
新型コロナウイルス感染症の患者に対する 療養期間等の見直しについて

(令和4年9月7日付け厚労省事務連絡)

神奈川県医療危機対策本部室

2022.9.8

1 厚生労働省事務連絡(2022.9.7)

2022年9月7日厚生労働省事務連絡

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

療養期間等の短縮について

【有症状患者】

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には**8日目から解除**を可能とする

【無症状患者】

- ・検体採取日から7日間経過した場合には**8日目に療養解除**を可能とする（従来から変更なし）
- ・5日目の**検査キットによる検査で陰性**を確認した場合には**5日間経過後（6日目）に解除**を可能とする

令和4年9月7日から適用

※現療養者も適用



周知

- ・ホームページ
- ・各団体への通知
- ・記者発表等

事務連絡
令和4年9月7日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健康発0225 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「令和3年2月25日付け課長通知」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（令和4年2月2日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき対応をお願いしており、その療養期間については、

- ・有症状患者については、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から解除を可能
- ・無症状患者（無症状病原体保有者）については、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能（ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること）

を基本としています。

今般、オミクロン株の特性を踏まえた療養期間等については、本日の第98回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論を踏まえ、Withコロナの新たな段階への移行を見据え、以下のとおり見直すこととしましたので、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、本見直しについては、本日（令和4年9月7日）より適用となり、同日時点で患者である者にも適用いたします。

2 陽性者の療養期間

陽性者の分類		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目	11 日目
自宅・自主療養者 宿泊施設療養者 	有症状	発症	不要不急の外出自粛							*1 解除	自主的な 健康観察、感染対策		
	*4無 症状	検体 採取 日	不要不急の外出自粛							解除			
			不要不急の外出自粛			抗原検査 キット 陰性*2	解除	自主的な 健康観察 感染対策					
高齢者施設入所中の 陽性者 	有症状	発症	不要不急の外出自粛										*3 解除
	*4無 症状	検体 採取 日	不要不急の外出自粛							解除			
			不要不急の外出自粛			抗原検査 キット 陰性*2	解除	自主的な 健康観察 感染対策					
入院患者*5 (療養期間中の退院例) 		発症	入院中				退院 (7日目前)	不要不急の外出自粛		*1 解除	自主的な 健康観察、感染対策		
			入院中								退院 (7日目後)	不要不急の外出自粛	

*1 発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過

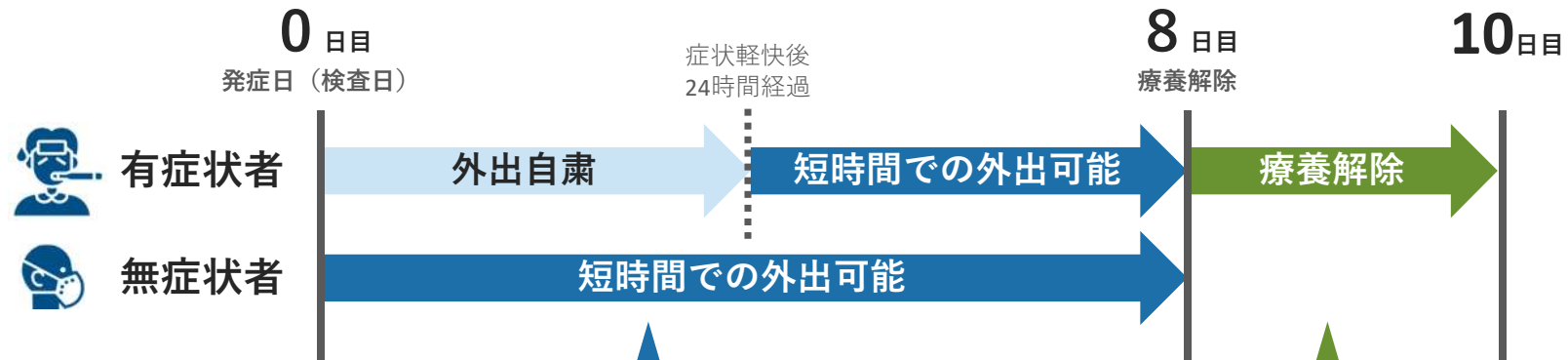
*2 抗原検査キットは自費検査とし薬事承認されたものを必ず用いること

*3 発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過

*4 無症状者が途中で発症した場合は、発症日を0日として有症状者の療養期間となる。

*5 入院患者については退院に関する基準を参照（令和3年2月25日健感発0225第1号厚労省通知）

3 療養期間中の外出自粛の考え方



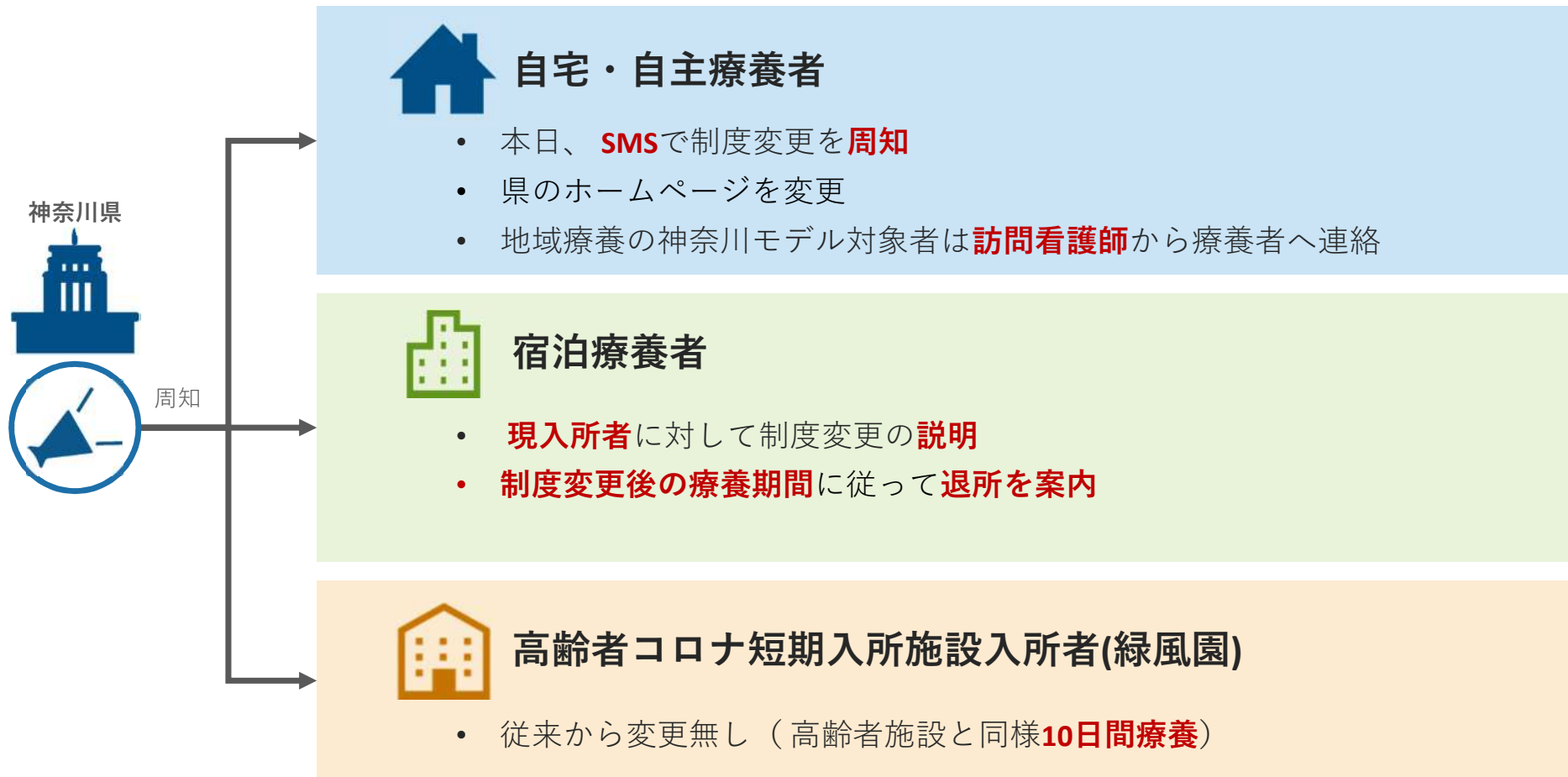
療養期間中の外出における留意点

- 短時間での外出とすること
(食料品等の買い出し等必要最小限の外出)
- 公共交通機関の利用は不可
- 感染対策を徹底すること
(マスクの着用等の感染予防行動)

療養解除後の留意点

- 自身による健康状態の確認
(検温等)
- 公共交通機関の利用は可能
- 高齢者等ハイリスク者との接触は避ける
(ハイリスク施設への不要不急の訪問を含む)
- 感染リスクの高い場所の利用を避ける
(食事等を含む)

4 現在療養中の方への周知及び対応



5 各保健所へのお知らせ



自宅療養

- 本日中に全県の療養中の方にSMSで制度変更メール送付
- 現在、7~9日目の療養者は、県地域療養支援班からメールでリストを各保健所設置市に送付。各市でTeamの修正等の対応をお願いします。
- 現在、1~6日目の療養者のTeamの療養期間修正は、明日以降、各市と相談後、**10日→7日に修正対応**予定 ※本日からTeam新規入力分は**療養7日間**で入力



自主療養

- 原則7日間の療養
- 自主療養届出システムを利用できるのは、**発症日から7日以内（無症状者は検体採取日から7日以内）**
- 研究用検査キットは、**9月15日から受付停止**



宿泊療養者

- 原則、7日間の宿泊施設療養とする
(※**抗原検査キット**を活用した**療養期間短縮の対応は行わない**)
- 施設療養者の**外出は、原則認めない**（必要最低限の外出等）
- 非重点観察対象者が症状等で療養延長が必要と判断された場合は、**10日間**を限度に療養延長を認める
(非重点観察対象者も延長の場合は重点観察対象者の場合と同様に扱いますので各市はご対応をお願いします。)